

(2025.05.26策定)



奈良市
Old History,
New Discovery.



公民連携 ガイドライン

～奈良市における「公民共創」を推進するために～

奈良市総合政策部総合政策課
《公民連携デスク》

目次

01 ガイドラインの位置づけ

02 公民連携の定義

03 公民連携を推進する背景

04 公民連携の目的

05 公民連携の目指す姿

06 公民連携に取り組む姿勢

07 公民連携の進め方

本市の在り方に係る内容

08 公民連携デスクの設置

09 公民連携デスク所管の公民連携手法

公民連携デスクに係る内容

10 民間提案制度のプロセス

11 各部署とのマッチング

民間提案制度に係る内容

12 公民連携に資する各手法の整理

13 問い合わせ情報



01 ガイ ドライ ンの位置づけ

本ガイドラインは、奈良市における公民連携推進の基礎とし、すべての公民連携手法に通じる基本的な考え方について整理するものです。
そのため、事業の実施に伴う具体的な手続や運用方法等については、既存のガイドライン等を併用しながら、本ガイドラインを活用願います。

02公民連携の定義

今後本市が推進する「公民連携」について、本指針では次のとおり定義します。

民間企業や団体、大学等の多様な主体と行政が、相互の対話を通じて連携し、それぞれが持つアイデアやノウハウ、資源、ネットワークなどを結集することで、本市の行政課題や地域課題の解決に資する新たな価値をともに創出すること。



03 公民連携を推進する背景



本市は、歴史と文化、美しい自然に囲まれた国際文化観光都市として、1300年以上にわたり多様な価値観を受け入れ、発展してきたところです。

近年、進行する少子高齢化や人口減少、財政事情や多様化する地域課題等、地方自治体を取り巻く環境は厳しくなっており、単独で地域課題を解決することがますます困難になっていることから、企業をはじめ、大学や地域等との連携が求められます。

本市ではこれまで、民間企業等との包括連携協定締結等の取組を進め、公共サービスの一層の向上等に向けた事業者等との連携基盤を構築してまいります。

加えて、今後、さらなる社会情勢の変化に素早く的確に対応するために、これまで築き上げてきた連携の基盤を活かしつつ、民間のポテンシャルをより効果的に活用する公民連携の仕組みを構築し、多様な主体と連携のうえ積極的に取り組んでまいります。



04公民連携の目的

複雑化・多様化する行政ニーズに対応するため、公民各々のリソースを結集し、行政課題や地域課題の解決に資する新たな価値を共創します。

①より質の高い 公共サービスの提供

公民連携により、民間のアイデア・ノウハウを活用したより効率的・効果的なサービスを提供します。

②新たな事業機会の創出

本市が行政ニーズを能動的かつ積極的に共有し、多様な主体のアイデアやノウハウを最大限に引き出し、それらを活用した公民連携事業を創出していくことで、民間にとっての新たな事業機会の創出につなげます。

③地域経済の活性化

公民連携による新たな事業の創出や既存の市保有資産の民間活用等を通じて、雇用拡大・企業誘致・まちの賑わい創出などにつなげることで、地域経済を活性化させます。

05公民連携の目指す姿1

公民連携を積極的に実施し、職員一人一人が主体的に民間のアイデアやノウハウを最大限活用することで、効率的・効果的・持続的に公共サービスを提供するとともに、行政と民間とが「公共」を共に担い、新たな価値を共に創り上げている。

目指す姿①・②

①組織体制

- 各部署が本指針の考え方にに基づき主体的に公民連携を行っており、専門部署が必要な支援を行っている
- 横断的な課題について、各部署が主体的に他部署と連携・調整して公民連携を行っており、専門部署が必要な支援を行っている

②組織風土

- 公民連携が確立された手法となり、各部署において自発的に公民連携が行われている
- 公平性やリスク管理の観点を本市職員が十分に理解し、各部署において積極的に公民連携が行われている

05公民連携の目指す姿2

目指す姿③・④

③公民連携推進に係る仕組み

- 本市職員が基本的なルールやプロセスを理解しており、本指針に基づいた効率的・効果的な公民連携が行われている
- 専門部署や各部署において先行事例やノウハウが十分に蓄積・共有され、効率的・効果的・持続可能な公民連携が行われている

④公民の相互理解の各課題における将来像

- 公民が互いを理解し、行政が抱える課題やニーズに対し、効果的な民間提案が活発になされ、課題解決に資するイノベーションが生まれている

06公民連携に取り組む姿勢(1)・(2)

(1)対等・対話の原則

- 「公」と「民」がお互いを対等なパートナーとして信頼関係を構築し、行政課題等の解決に資する民間提案を積極的に受け入れるとともに、そうした提案の実現に向け、対話を積み重ねます。
- 本市は、行政課題等や行政ニーズを積極的に公開し、出来る限り早い段階から対話を始め、知恵を出し合い、解決策を模索します。
- 本市は、対話の結果、提案の実現が困難と判断した場合は、次の取組に資するよう、合理的な理由を示します。

(2)目標共有、役割分担の原則

- 公民連携により達成する目標を共有し、その中で、公と民のそれぞれが有する「強み」「資源」「ネットワーク」を連携させ、お互いのメリットを見いだしWin-Winとなる関係を構築します。
- お互いの持つスキルやノウハウ、リソースを明らかにし、お互いの能力が最大限に発揮できるよう、役割分担を明確にします。

06公民連携に取り組む姿勢(3)・(4)

(3)透明性確保と秘密保持の原則

- 本市は、行政課題等や民間との連携ニーズを集約し、事業実現性の判断がしやすいよう必要な情報開示を積極的に行います。
- 連携事業の実施に向けた検討段階における民間の独自アイデアについては、適切な保護に努めます。
- 民間のアイデアのうち、保護すべき情報について協議し、保護すべき情報以外については、その内容を広く社会に開示することで、新たな取組が広がるよう促し、情報の保護と開示のバランスを考慮しながら取り組みます。

(4)市民、民間、行政の「三方よし」の原則

- 民間と本市は、公民連携の取組から得られる市民のメリット、民間のメリット、行政のメリットの「三方よし」の内容及びバランスを意識して公民連携事業に取り組みます。
 - 民間のメリット…「公共活動を通じた企業価値の向上」、「新たな事業機会の拡大」、「研究成果の実証、社会への還元」、「人材育成」
 - 行政（市民）のメリット…「行政課題等の解決」、「公共サービスの質の向上」、「地域経済の活性化」、「行財政の見直し（歳出減、歳入増）」

07公民連携の進め方1

- 公民連携デスクについては、15～22ページを参照

1. 総合政策課
内に公民連携デ
スクを設置

2. 公民連携を加
速させる体制なら
びに素地づくり

3. 情報の整理

4. ガイドライン
や内部マニユア
ルの策定

当該取組における主な目的は、「庁内の機運醸成」と「公民連携の推進」であり、各課においては、各種公民連携に資する取り組みを引き続き推進・対応します。

07公民連携の進め方2

公民連携を加速させる体制ならびに素地づくり

「共創推進リーダー」 の設置

- 「共創推進リーダー」に各部次長級職員をこれに充てる
- 行政の縦割り等に左右されずに各分野の課題に対して、横断的又は各々が主体的に公民連携・共創に基づく取組みの推進がねらい

⇒職員の主体性ならびに意識付け

「公民連携事業検討委員会」の組成

- 民間提案の横断的かつ多面的な検討の他、課題提示型の民間提案を行う際の課題抽出等を取り扱う
- 提案毎に開催するのではなく、内容に応じて適宜開催

⇒縦割りや繁忙期等の理由でスタックする等の弊害を回避

「共創アドバイザー」 の登用

- 提案の精査や提案採択後から事業化の確度を高める助言をはじめ、公民連携全般に係る助言を求めることを目的として、外部有識者を登用

⇒外部有識者の知見を活用

07公民連携の進め方3

情報の整理

◎ 対外的：市HP上に情報を集約、フォームの導入による民間提案の24時間365日受付対応

◎ 対内的：フローやプロセスの整理、提案に対する視点や基準を設定、成果の見える化

また、庁内において、事例収集・共有・活用のサイクルを回し、「成果の積み上げ」ならびに「公民連携の推進」を図ります。



07公民連携の進め方4

ガイドライン等の内部マニュアルの策定

- 公民連携の姿勢の明示とともに庁内の公民連携に係るベクトル統一や機運醸成を図ります
- 内部プロセスや提案の選定基準を明確化させるとともに、業務の属人化防止を図ります
- 民間提案に係る留意事項や提案フォームを示し、提案側にも意識付けを図ることで、単なる営業や意に沿わない提案を避け、双方が無理のない範囲で進められる実現確度の高い取り組みの組成へとつなげます

ガイドラインイメージ

(2024.〇.〇策定)



08公民連携デスクの設置1

- 民間提案やその相談等を受付する公民連携の対話窓口として「公民連携デスク」を設置。
- 提案内容については、奈良市関係部署との調整や市の“共創アドバイザー”からの助言を踏まえ、公民連携・共創の推進を図ってまいります。



08公民連携デスクの設置2

設置の背景・目的

本ガイドライン「03公民連携を推進する背景」における背景に加え、企業・大学等においては、SDGsの実現に向け、従来のCSR（Corporate Social Responsibility＝社会的責任）の取組に留まらず、CSV（Creating Shared Value＝共通価値の創造）やESG（Environment＝環境、Social＝社会、Governance＝企業統治）の取組を積極的に展開する企業等が増加しています。

このような状況を踏まえ、「地域課題の解決」「行政サービスの向上」「地域活性化」「行政コストの低減」など、持続可能なまちづくりに資する企業等との連携による取組を積極的に推進するため、各事業所管課からの相談及び企業等からの提案に効果的・効率的に対応すべく、窓口機能を有する「公民連携デスク」を総合政策部総合政策課内に設置いたしました。

08公民連携デスクの設置3

役割

(1) 民間提案受付(HUB)機能

- ・ 企業等からの提案をフォーム上で受付けることで、双方のコミュニティコストを削減
- ・ 提案については、内容を精査のうえ、関係課へ適切につなぐ

(2) 提案内容ならびに団体のチェック機能

- ・ 提案フォーム上に団体の健全性を図る項目や誓約項目を設定(団体の健全・安全性を担保)
- ・ 提案フォーム上に提案受託の可否判断に係る基準や必要情報に沿った提案項目を設定(円滑な判断に寄与)

(3) ノウハウや情報の蓄積とバックアップ機能

- ・ 公民連携に関するノウハウや情報の蓄積、共有、発信
- ・ 連携手法の検討等について、担当課をバックアップ、フォロー

公民連携デスク所管の公民連携手法等

所管手法 (18～22ページ) / 民間提案制度におけるフロー・マッチング (23～30ページ)

09公民連携デスク所管の公民連携手法

公民連携デスク（総合政策課）が取り扱う主な公民連携手法については、以下の3つです。提案内容等に応じて、関係部署との連携・調整を行っていきます。（本ガイドラインでは、民間提案制度を説明。）

なお、提案内容に対する関連・担当部署が明確である場合は、従来通り、各課へ直接、問い合わせ又は申請を行うこととします。

公民連携デスク（総合政策課）所管の公民連携手法

民間提案制度
（PFI法に基づく提案を除く）

包括連携協定

企業版ふるさと納税

自由提案型

課題提示型

民間提案制度について1（PFI法に基づく提案を除く）

自由提案型

事業者等から本市の行政課題や地域課題等の解決につながる技術・ノウハウ・アイデア等について、テーマを問わず自由な発想で提案いただくものです。

ご提案にあたっては、本ガイドラインならびに「民間提案における留意事項」をご熟読のうえ以下の「提案フォーム」（バナー）よりご提案ください。（提案フォームを使用できない場合はこちら）



提 案 フ ォ ー ム

プロセス・マッチングについて
（23～30ページ）

課題提示型

本市から行政課題や地域課題等のテーマを示し、そのテーマに対する効果的な解決策を事業者等から提案いただくものです。

課題提示型の民間提案募集については、本ガイドライン20～22ページを参照。

民間提案制度について2（PFI法に基づく提案を除く）

制度概要（課題提示型）



本市は、令和6年7月11日に「株式会社PoliPoli（東京都千代田区）」と事業連携協定を締結し、行政と民間企業のパートナーシップによる政策共創に取り組んでいます。

その一環として同社が設立した寄付基金「Policy Fund」を活用し、全国のNPOや企業等から、奈良市の社会課題の解決に資する企画（民間提案）を随時募集し、奈良市をフィールドとした実証実験を経て、社会課題解決に向けた取組の実現を目指します。

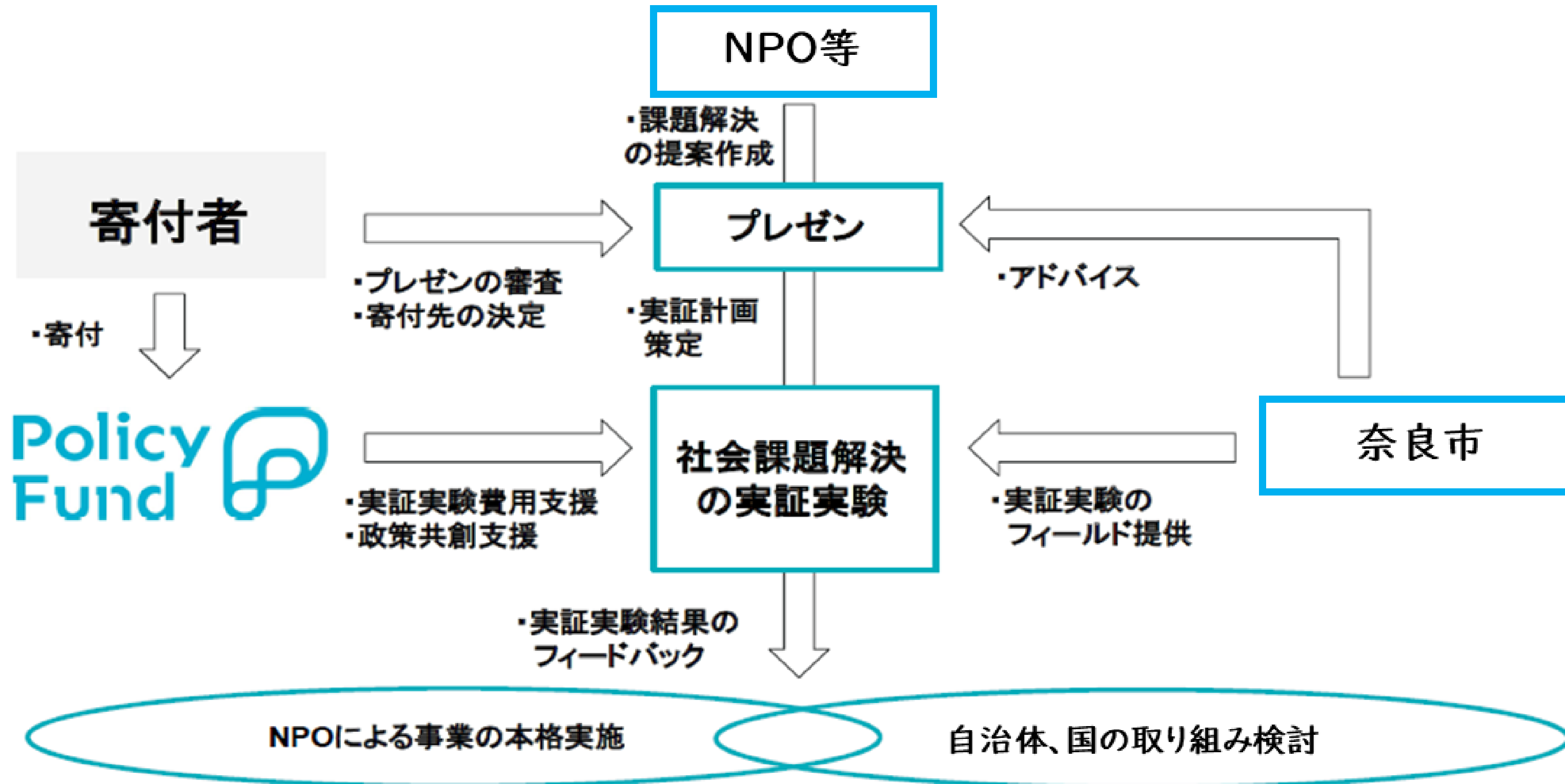
【Policy Fundについて】

Policy Fundは、政策を軸にした社会課題解決を加速するための寄付基金で、起業家などの個人や国内外の財団などから「寄付」として資金を集め、社会課題の解決に取り組むNPOや企業などに寄付金を提供することにより、社会を変える政策立案や提言につなげようとする取組です。

★申込・提案については、募集フォーム（リンク）より行ってください。

民間提案制度について3（PFI法に基づく提案を除く）

事務フロー



民間提案制度について4（PFI法に基づく提案を除く）

対象事業

奈良市の掲げる課題の解決策について、奈良市をフィールドとして実証実験を行い、社会課題の解決を目指す事業

対象団体

以下の条件を満たす団体または企業

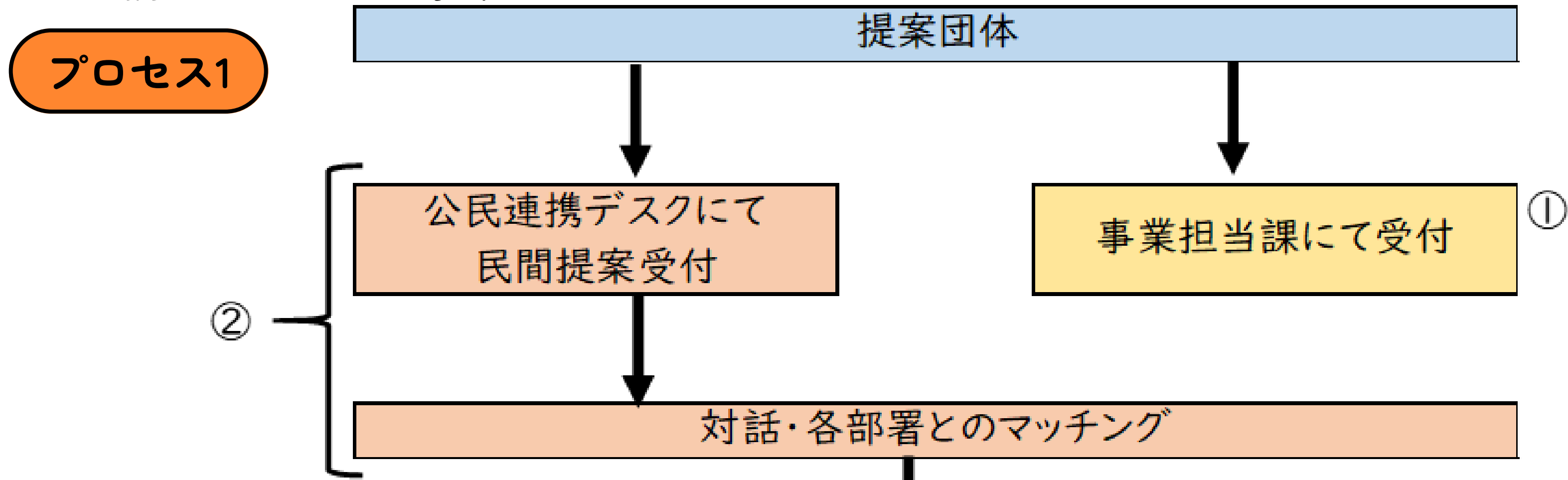
- 課題領域に対する優れたアイデアや実績があり、政策共創を通して社会的インパクトの拡大が見込めること
- ルールメイキングへの意志があり、継続的に取り組めること
- 応募時に、過去3年分の財務諸表を提出できること（活動実績が3年に満たない場合は、最低1年以上の財務諸表を提出できること）

支援額

採択事業により異なりますが、最大300万円/団体を想定しています。

10民間提案制度のプロセス1

公民連携窓口を通じた事業化プロセスについては、次のプロセス1～3のとおり



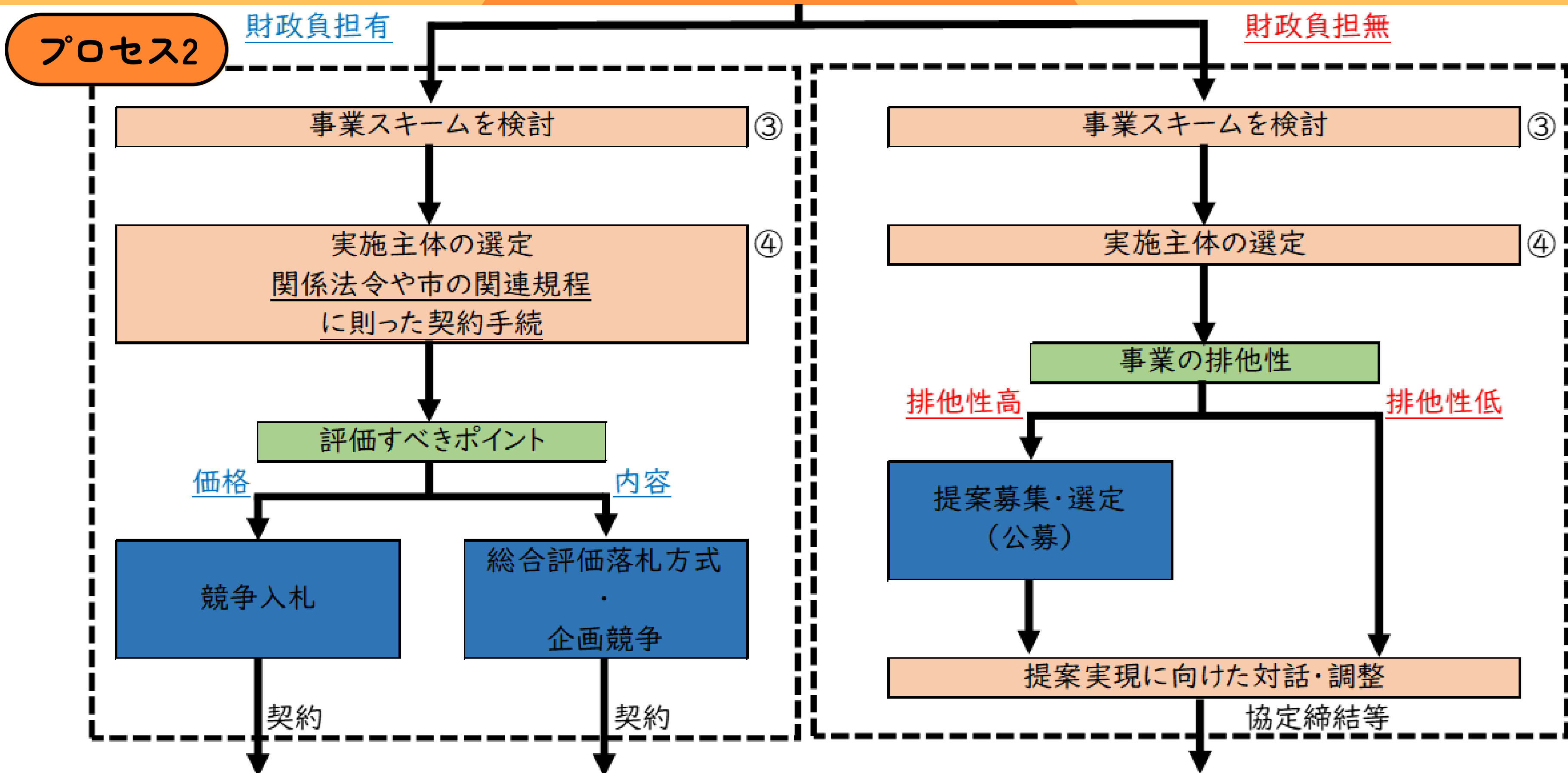
①事業担当課にて受付

PFI や指定管理者制度、広告・ネーミングライツなど、個別のガイドライン等に具体的手続や運用方法等が規定されている公民連携手法や担当課が明確である場合は、その担当部署のプロセスに準じて対応いたします。

②公民連携デスクにて受付（「各部署とのマッチング（30ページ）」、別添「留意事項」参照）

①を除き、提案フォームに入力のあったものや担当部署がない提案の受付を行います。

10民間提案制度のプロセス2-1



10民間提案制度のプロセス2-2

③ 構築段階

【本市に財政負担が生じる提案の場合】

■事業スキームの構築

- 提案者との対話やその他の情報収集の内容を踏まえ、各部署において事業スキームの構築を行います。

※財政負担には、事業実施時に必要な財政負担のみならず、事業を継続的に実施する場合における保守管理など事業実施後に生じる財政負担も含まれるものとします。

【本市に財政負担が生じない提案の場合】

■事業スキームの構築

- 各部署において、提案者との対話を継続し、連携に係るお互いのメリット、役割分担、想定スケジュール等についてお互いの認識を共有し、事業スキームの構築を行います。
- なお、事業の実施に至らない場合は、その理由を提案者に説明いたします。

10 民間提案制度のプロセス2-3

■ 排他性の確認

- 当該連携事業に係る排他性について確認し、本市と提案者との間で③における実施主体選定方法に係る認識を共有します。（提案者が事業の実施主体とはならない場合がある点をお互いに認識する必要あり。）
- また、事業の排他性とは、「提案者以外の者が同様の公民連携事業を提案したい場合、その者が同様の公民連携事業を実施できるか否か」をいいます。

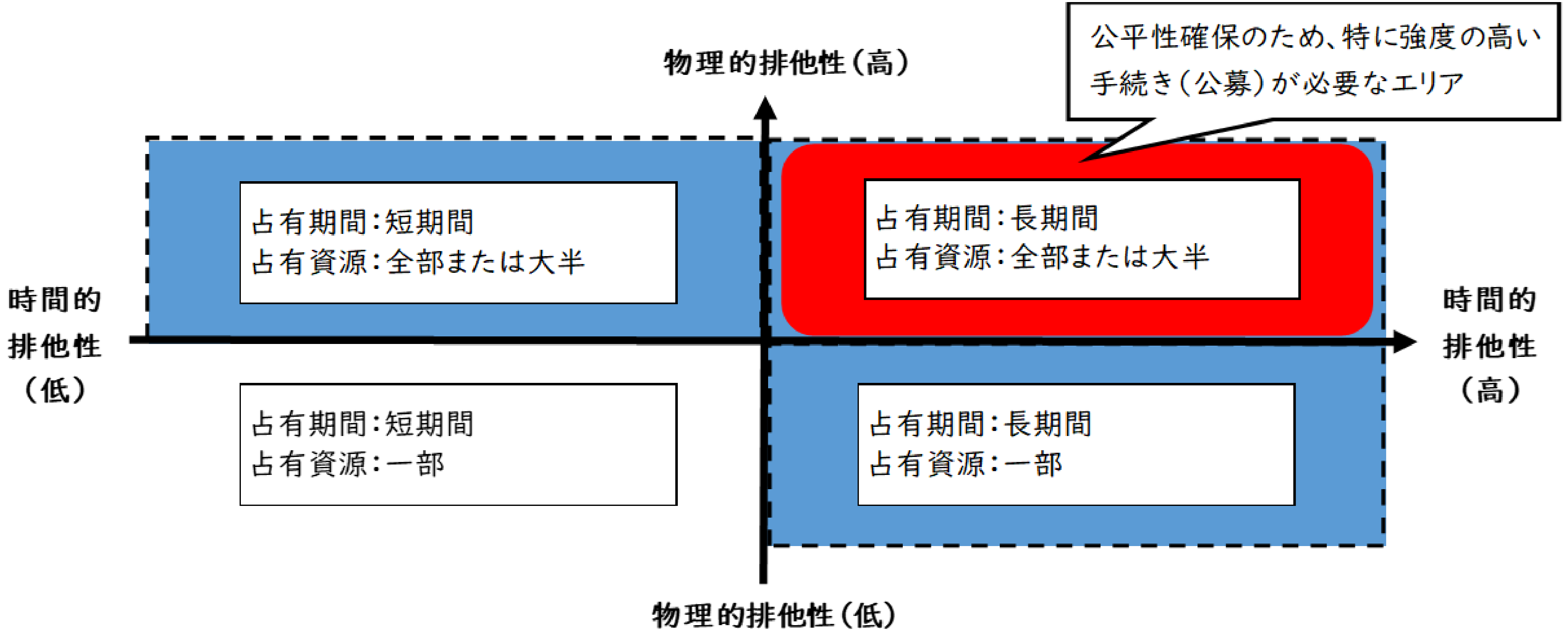
排他性は「時間的排他性※1」「物理的排他性※2」の2つの要素から考慮する必要があり、排他性が高い提案事業については、財政負担が発生する事業と同様に、原則として公募によって実施主体を選定し、公平性を確保いたします。

※1...提案者が占有する期間の長短が、他者の使用・参入などの排除に与える影響。

※2...提案者が占有する行政資源（面積・空間・その他物理的な部分）の大小が、他者の使用・参入などの排除に与える影響。

10民間提案制度のプロセス2-4

排他性の確認に係る補足資料



10民間提案制度のプロセス2-5

④ 実施主体選定段階

【本市に財政負担が生じる提案の場合】

■実施主体の選定

- 地方自治法や本市の関連規程に則り、適切な契約手続により実施主体を選定いたします。

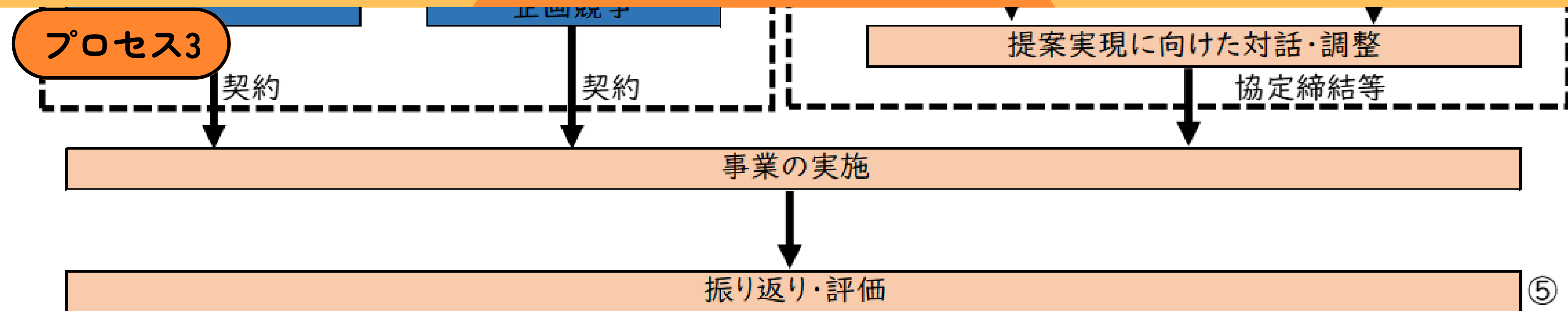
【本市に財政負担が生じない提案の場合】

■実施主体の選定

- 事業の排他性を踏まえ、実施主体を選定。排他性が高い場合は、公平性の確保のため、公募により実施主体を選定いたします。
- 事業の実施にあたっては、本市と実施主体との間の役割分担と責任の所在を明確にすることが重要。そのために、必要に応じて協定の締結等を行います。

※なお、ここで締結する協定等は、当該連携事業の実施に向けて必要な事項を定めるものであり、将来的な契約締結等を約する内容など、お互いの債権・債務が生じる事項を含めることはできない点に注意する必要があります。

10民間提案制度のプロセス3



⑤ 振り返り段階

■振り返りの実施

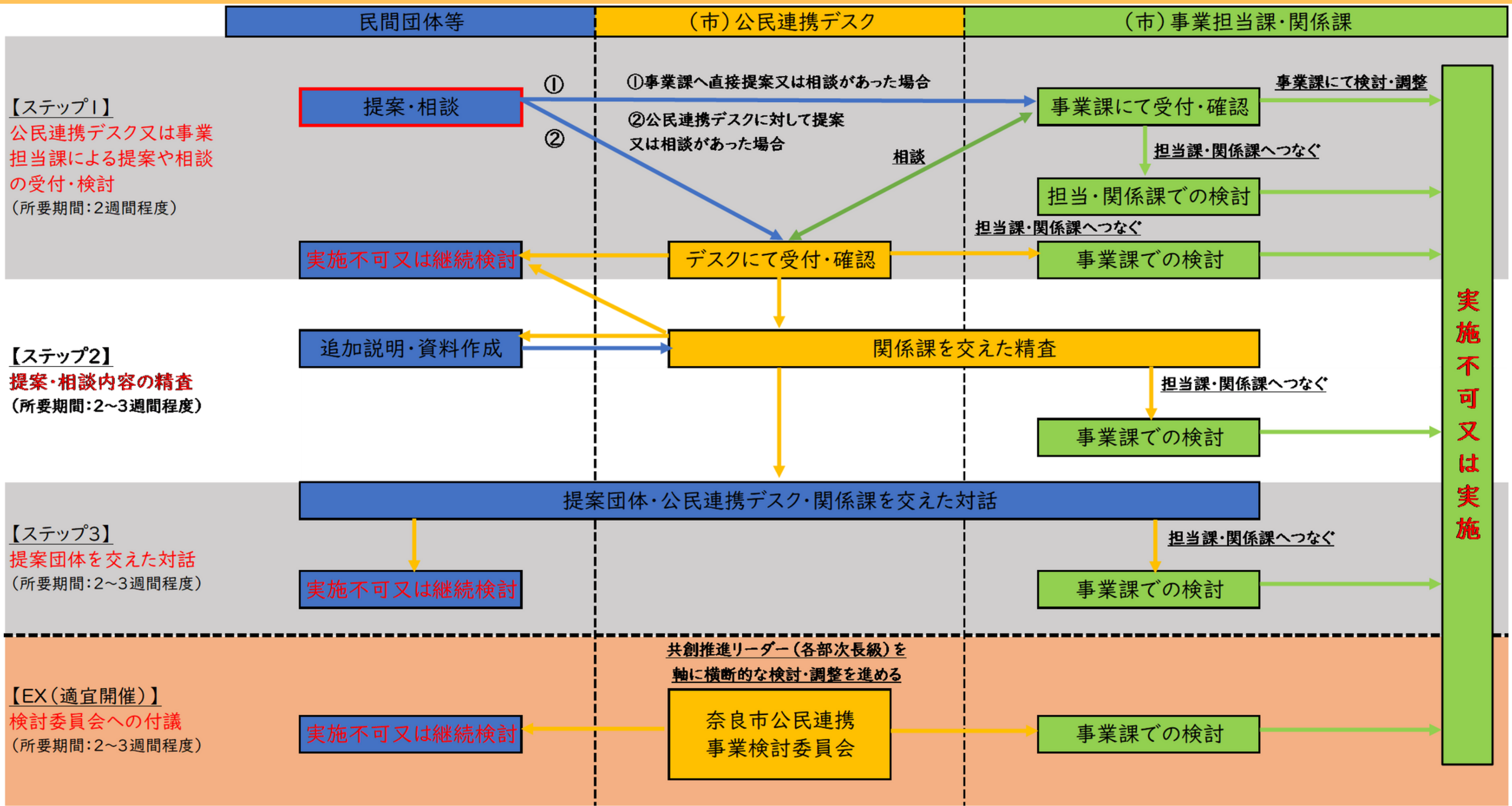
- 各部署及び実施主体の双方で、事業の実施結果の振り返りを行います。

■今後の事業継続に向けた検討

- 事業を継続的に実施する場合は、振り返りの結果を踏まえた改善を検討し、より効率的、効果的、持続的な事業の実現を図ることで、公民連携の好循環を作りだしていくことが重要です。
- 事業の継続にあたり、本市の費用負担が生じる場合には、地方自治法や本市の契約関係規程に則り、適切な手続きを進めてまいります。

11各部署とのマッチング

【民間提案制度（PFI法に基づかない提案）】



12公民連携に関する手法の整理①

● 民営化 民営化

事務事業の全部又は一部を民間に譲渡するなどして、行政から民間に主体を替えて事務事業を継続する手法

● PFI（BOT、BTO）など 主要なPFI方式（民設民営）

PFI法に基づき、民間の資金、経営上のノウハウ及び技術的能力を活用し、公共施設等の建設・大規模修繕・維持管理・運営を行う手法

● PFI（コンセッション方式） 主要なPFI方式（民設民営）

利用料金の徴収を行う公共施設等について、施設の所有権を行政に残したまま、民間が運営権を取得し、施設の維持管理・運営を行う手法

※インフラ施設や収益施設など、公の施設以外の公共施設も民間が事業の経営主体になることができる点が指定管理者と異なる点となります

12公民連携に関する手法の整理②

● Park-PFI 主要なPFI方式（民設民営）

都市公園において、飲食店等の収益施設の設置等を行う事業者を公募し、選定された事業者が収益施設と園路等の公共部分を一体的に整備する手法

● DBO 公設民営

Design Build Operateの略称。

市が資金調達を行い、民間が公共施設等の設計、建設、維持管理、運営を一体的に行う手法（PFIの類型）

なお、施設の維持管理・運営を市が担う場合、DBとなる

● 指定管理者制度 運営手法の見直し

行政の指定を受けた者が「指定管理者」として公の施設の管理を代行する手法

12公民連携に関する手法の整理③

● 業務委託 運営手法の見直し

行政では対応できない業務、もしくは民間が対応したほうが効果的・効率的な業務について、民間企業等に委託する手法

● 包括連携協定 公民双方の発展

協定を締結し、市民サービス向上や地域活性化等に向け、市民生活の幅広い分野において取組を進める連携手法

● 事業連携協定 公民双方の発展

協定を締結し、市民サービス向上や地域活性化等に向け、特定の分野において取組を進める連携手法

12公民連携に関する手法の整理④

● 実証実験 公民双方の発展

先進技術や新たな制度等について、期間・エリア等を限定した実証を行うことで、有効性の検証や問題点の把握等を行い、プロジェクトの推進を図る手法

● 特区・規制緩和 公民双方の発展

地域を限定して各種規制に関する特例措置を行い、従来は法的に困難だった先駆的・実証的な取組を促進する手法

● ネーミングライツ 資金調達

施設や事業に対して企業名や商品名等を冠とした愛称をつける権利を付与し、その対価を得ることで市の新たな財源を確保する手法

12公民連携に関する手法の整理⑤

● 広告事業 資金調達

市の財産（動産・不動産）のうち広告掲載が可能なものに対し、事業者等の広告を掲載することで、広告収入として市の新たな財源を確保する手法

● 公的不動産（PRE）の活用 資金調達

低・未利用地について、売却や土地信託、定期借地権を設定することにより、財源を確保する手法

※行政財産の場合でも、行政目的の達成に対して阻害しない程度で目的外使用許可し、活用できる（地方自治法第 238条の4第2項第4号）

● 個人版ふるさと納税 資金調達

自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度

12公民連携に関する手法の整理⑥

● 企業版ふるさと納税 資金調達

国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額控除する仕組み

● 民間提案制度（PFI法に基づく提案） 民間との意見交換

PFI法に基づき、民間独自のアイデア・創意工夫を生かしつつ行政課題等の解決に資する提案を受け付け、行政と民間が互いに対話を進めながら、新たな事業機会の創出と課題解決に取り組む手法

● 民間提案制度（PFI法に基づかない提案） 民間との意見交換

民間独自のアイデア・創意工夫を生かしつつ行政課題等の解決に資する提案を受け付け、行政と民間が互いに対話を進めながら、新たな事業機会の創出と課題解決に取り組む手

12公民連携に関する手法の整理⑦

● サウンディング調査 民間との意見交換

事業発案段階や事業化段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話から民間の意見や新たな提案の把握等を行い、対象事業の検討を進展させることを目的とした手法

● 後援名義 ライトな連携

市以外の団体等が行う事業に対し、事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認すること

● イベント等の共催 ライトな連携

一般的には、主催と同じように市がイベントに関与すること

13問い合わせ情報

本ガイドラインならびに公民連携デスクが取り扱う内容について



・ 募集フォーム（自由提案型）

<https://logoform.jp/form/p6et/811314>

・ 募集フォーム（課題提示型）

<https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/4/210414.html>



✉ メールアドレス：sougouseisaku@city.nara.lg.jp

🌐 奈良市ホームページ「奈良市の公民連携情報」

<https://www.city.nara.lg.jp/site/narasikouminrenkei/>
